

勧告	説明図表番号
<p>(イ) 史跡等の無許可の現状変更等</p> <p>重要文化財等の所有者等は、文化財保護法第 43 条第 1 項又は第 125 条第 1 項により、重要文化財等の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）をしようとする場合には、都道府県等教育委員会を經由して文化庁長官の許可を受けなければならないとされ、軽微な現状変更等(注 1)については、文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）第 5 条により、都道府県等教育委員会に許可権限が委任されている。</p> <p>（注 1） 軽微な現状変更等の具体例は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等 ・ 史跡名勝天然記念物における小規模建築物の増改築等の現状変更等など <p>また、文化庁は、無許可の現状変更等を始めとする重要文化財等の不適切な管理状況を把握するため、各都道府県教育委員会等に対して「文化財保護法の一部改正等に伴う制度の運用方針等について（通知）」（平成 17 年 4 月 26 日付け 17 庁財第 33 号）を発出し、文化財保護指導委員（注 2）制度の活用などにより、重要文化財等の管理の状況について積極的に情報収集を行い、情報収集の結果得られた不適切な管理の状況に係る情報を文化庁に提供することを要請している。</p> <p>（注 2） 文化財保護指導委員は、文化財保護法第 191 条に基づき、都道府県教育委員会に置くことができる非常勤の委員であり、文化財について、随時、巡視等を行うものとされている。</p> <p>文化庁は、平成 26 年度において、重要文化財等の現状変更等を 1,768 件許可する一方、同庁長官権限に係る無許可の現状変更等を把握した場合には、文化財をき損していないか確認の上、現状変更等の許可申請又は原状回復を求めることとしている。同庁長官権限に係る無許可の現状変更等については、平成 26 年度において 42 件（全て史跡名勝天然記念物）把握し、これらについては、てん末書を徴した上で改めて許可申請を提出させた上で、許可している。</p> <p>今回、我が国の世界文化遺産に登録されている重要文化財等である 117 構成資産（14 遺産）のうち 78 構成資産（14 遺産）について、所有者等における保存・管理の実施状況を調査した結果、都道府県等教育委員会による現状変更等の許可を受けず、史跡内に建築物を設置しているなどの例が 3 構成資産（3 遺産）3 件みられた。このうち、2 構成資産（2 遺産）2 件については、それぞれの都道府県等教育委員会において、現状変更等を行った者に対して原状回復するよう指導しているにもかかわらず改善されておらず、1 構成資産（1 遺産）1 件(注 3)については、都道府県等教育委員会では把握していなかった。</p> <p>（注 3） 当省の調査結果を受け、所有者等に対して都道府県等教育委員会が指導を</p>	<p>図表 2－(2)－ア－(イ)－①、②</p> <p>図表 2－(2)－ア－(イ)－③</p> <p>図表 2－(2)－ア－(イ)－④－i～iii</p>

勸告	説明図表番号
<p data-bbox="320 203 1102 232">行った結果、許可申請が行われ、平成 27 年 5 月 26 日付けで許可された。</p> <p data-bbox="261 271 1161 495">文化庁は、無許可の現状変更等を把握する主な手段としては、文化財保護指導委員や都道府県等教育委員会の職員の巡視活動であるとしており、世界文化遺産としての顕著な普遍的価値を維持するために、これらの巡視活動の充実が、都道府県等教育委員会による指導の徹底とともに重要であると考えられる。</p> <p data-bbox="217 557 304 586">【所見】</p> <p data-bbox="204 607 1161 685">したがって、文部科学省は、世界文化遺産の構成資産を始めとする史跡等の適切な保存・管理を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p data-bbox="204 703 1161 875">① 所有者等や都道府県等教育委員会に対し、文化財保護指導委員等による巡視活動の充実など、世界文化遺産に登録されている史跡等の無許可の現状変更等の法令違反を的確に把握するための措置を講ずるよう改めて周知徹底すること。</p> <p data-bbox="204 893 1161 1021">② 所有者等や都道府県等教育委員会に対し、世界文化遺産に登録されている史跡等について、現状変更等の許可申請の励行を改めて周知徹底すること。</p> <p data-bbox="204 1039 1161 1117">③ 世界文化遺産以外の史跡等についても、上記①及び②と同様の措置を講ずること。</p>	

図表 2- (2) - ア - (イ) - ① 重要文化財の現状変更等の許可申請についての規定

○ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）〈抜粋〉

（現状変更等の制限）

第 43 条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第 1 項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第 1 項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

○ 文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）〈抜粋〉

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第 5 条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第 5 号に掲げる事務（法第 92 条第 1 項の規定による届出の受理及び法第 94 条第 1 項又は第 97 条第 1 項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 （略）

二 法第 43 条第 4 項（法第 125 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三～五 （略）

2 （略）

3 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第 1 号及び第 3 号に掲げるものにあつては第 1 号イ及びロに掲げる現状変更等が指定都市又は地方自治法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内において行われる場合、第 2 号に掲げるものにあつては指定都市等の区域内において公開が行われ、かつ、当該公開に係る重要文化財が当該指定都市等の区域内に存するもののみである場合においては、当該指定都市等の教育委員会）が行うこととする。

- 一 次に掲げる現状変更等に係る法第 43 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令
イ 建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件
(建造物を除く。)の現状変更等
ロ 金属、石又は土で作られた重要文化財の型取り

二～三 (略)

4～6 (略)

- 7 第 1 項本文、第 2 項本文、第 3 項及び第 4 項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2－(2)－ア－(イ)－② 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請についての規定

○ 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）〈抜粋〉

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には、同条第 4 項の規定を準用する。

4 第 1 項の規定による処分には、第 111 条第 1 項の規定を準用する。

5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

7 第 1 項の規定による許可を受けず、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

○ 文化財保護法施行令（昭和 50 年政令第 267 号）〈抜粋〉

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第 5 条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとつて歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第 5 号に掲げる事務（法第 92 条第 1 項の規定による届出の受理及び法第 94 条第 1 項又は第 97 条第 1 項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

一 （略）

二 法第 43 条第 4 項（法第 125 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の停止命令（文化庁長官が許可した現状変更等に係るものに限る。）

三～五 （略）

2～3 （略）

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第 1 号イからトまで及びリに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又

は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号又の規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会)が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第 125 条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が 120 平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で3 月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却(増築、改築又は除却にあつては、建築の日から 50 年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が 150 ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号の第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置、改修若しくは除却(改修又は除却にあつては、設置の日から 50 年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第 115 条第 1 項(法第 120 条及び第 172 条第 5 項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会(当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。))又は市の教育委員会(当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。))が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等

二 (略)

5~6 (略)

7 第 1 項本文、第 2 項本文、第 3 項及び第 4 項の場合においては、法の規定中これらの規定により都道府県又は市の教育委員会が行う事務に係る文化庁長官に関する規定は、都道府県又は市の教育委員会に関する規定として都道府県又は市の教育委員会に適用があるものとする。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(2)-ア-(4)-③ 「文化財保護法の一部改正等に伴う制度の運用方針等について（通知）」（平成 17 年 4 月 26 日付け 17 庁財第 33 号）＜抜粋＞

第 4 重要文化財等の管理の適切化について

重要文化財等の所有者は、文化財保護法並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財等を管理しなければならないとされている。文化庁としては、重要文化財等の管理が適切に行われていない場合には、必要に応じて、管理に関する状況把握や所有者等に対する指示等を行うこととなる。さらに、重要文化財等が滅失等の危険を生じている場合は、管理に関する命令又は勧告などの措置を講ずることとなる。

これを踏まえ、各都道府県教育委員会等においては、文化財保護指導委員制度の活用などにより、重要文化財等の管理の状況について積極的に情報収集を行い、情報収集の結果得られた不適切な管理の状況に係る情報を文化庁に提供することに留意されたい。

(注) 下線は当省が付した。

図表 2-(2)-ア-(イ)-④-i 史跡等の無許可の現状変更等の例

世界文化遺産名	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）
文化財分類	史跡
現状変更の状況	<p>世界文化遺産の構成資産内にある寺社境内において、建築物が設置されている。当該建築物の設置場所は、史跡に該当することから、建築物の設置に当たっては、都道府県等教育委員会から現状変更等の許可を受ける必要があるが、許可申請は行われていなかった（注）。また、都道府県等教育委員会は、当該建築物の設置について把握していなかった。</p> <p>（注） 当省の調査結果を受け、所有者等に対して都道府県等教育委員会が指導を行った結果、許可申請が行われ、平成 27 年 5 月 26 日付けで許可された。</p> 

（注） 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-ア-(イ)-④-ii 史跡等の無許可の現状変更等の例

世界文化遺産名	姫路城
文化財分類	史跡
現状変更の状況	<p>世界文化遺産の構成資産内において、外壁が塗り替えられた民家が一戸みられた。</p> <p>当該家屋の建築場所は、史跡に該当することから、外壁を塗り替えるに当たっては、都道府県等教育委員会から現状変更等の許可を受ける必要があるが、許可申請は行われておらず、また、外壁は、市町村の景観計画の規制対象となる色彩で塗装されている。</p> <p>都道府県等教育委員会において、現状変更等を行った者に対して原状回復するよう指導しているが、いまだ改善されていない状況となっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-ア-(イ)-④-iii 史跡等の無許可の現状変更等の例

世界文化遺産名	巖島神社
文化財分類	史跡
現状変更の状況	<p>世界文化遺産の構成資産内にある公園において、飲食店への誘導看板が設置されている。</p> <p>当該看板の設置場所は、史跡に該当することから、設置に当たっては、都道府県等教育委員会から現状変更等の許可を受ける必要があるが、許可申請は行われていなかった。</p> <p>都道府県等教育委員会において、現状変更等を行った者に対して原状回復するよう指導しているが、いまだ改善されていない状況となっている。</p> <div data-bbox="667 651 1305 1256" style="text-align: center;"> </div>

(注) 当省の調査結果による。